サイバー対処能力強化法に基づく基本方針の概要

令和７年１２月
内閣府政策統括官（サイバー安全保障担当）

基本方針　項目

第１章　重要電子計算機に対する特定不正行為による被害の防止に関する基本的な事項

第１節　本法による各種措置を行うこととなった背景・経緯

サイバー脅威は国民生活・経済活動を脅かす**まさに災害のような存在**

○ 昨今、国家を背景としたサイバー攻撃が行われるなどサイバー分野における安全保障の確保が切迫した課題に。
○ 攻撃の巧妙化・高度化が進み、サイバー攻撃関連通信数も増加傾向にあり、質・量両面でサイバー攻撃の脅威は増大。
○ あらゆる主体がサイバー攻撃のリスクに晒され、一主体に対する攻撃による被害の影響が社会全体にまで波及するおそれ。

⇒「**国家安全保障戦略**」（令和４年12月国家安全保障会議及び閣議決定）では、サイバー安全保障分野での対応能力を欧米主要国と同等以上に向上させることとした。これに基づき、**サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた有識者会議**が開催され、令和６年11月に提言を取りまとめ。

⇒ 令和７年２月、当該提言に基づく法律案が国会に提出され、国会での審議を経て、①**官民連携の強化**及び**通信情報の利用**に係る制度の導入を内容とする**サイバー対処能力強化法**、及び②アクセス・無害化措置に係る制度の導入等を内容とする同整備法が成立し、同年５月23日に公布。

○ 法の段階的な施行を経て、基本方針に基づき効果的かつ適正に制度の運用を図ることを通じ、**関係機関・関係者が一体となってサイバー脅威に対する我が国のサイバー対処能力を強化**する必要。

サイバー対処能力強化法

第２節　制度の基本的な考え方

法に基づく各般の施策を実施することにより、以下①～③の機能を**抜本的に強化**

① 情報の収集

通信情報の利用

（ア）当事者協定
（イ）同意によらず通信情報を利用する措置
（外外通信目的送信措置等）

官民連携の強化

（ウ）特定重要電子計算機の届出義務
（エ）特定侵害事象等の報告義務
（オ）協議会の枠組

② 情報の整理・分析

- (ア)～(オ)の制度に基づき収集した情報
- その他の手法により取得した情報

整理・分析
（情報のデータベース化、照合等）

次の情報をそれぞれ作成：
- 総合整理分析情報
- 提供用総合整理分析情報
- 周知等用総合整理分析情報

③ 情報の提供

作成した総合整理分析情報等を被害防止等に役立てるため、次の者に適切に提供

- 行政機関等
- 外国の政府等
- 協議会の構成員
- 特別社会基盤事業者
- 電子計算機を使用する者
- 電子計算機等供給者

法に基づく上記の各施策について、以下を**施策の駆動力の両輪**として制度運用を図る。

(1) 当該**施策が適切に機能**することにより法目的を効果的かつ効率的に達成
(2) 当該**施策に係る事務を適正に実施**

全てのステークホルダーがメリットを実感できるサイバー攻撃対応のエコシステムを官民を横断して構築

第３節　政府内及び事業者等との連携と総合調整

⑴　政府内の連携と総合調整

- 法目的を効果的かつ効率的に実現するため、内閣府を始めとした**関係行政機関等は、政府一体となって法に基づく事務又は関連する施策が実施されるよう相互に緊密に連携協力**する。
- 関係行政機関等によるこれらの事務又は施策は、**内閣官房国家サイバー統括室による総合調整の下**で**サイバーセキュリティ戦略**に基づく施策を始めとした**政府全体のサイバーセキュリティ関連施策とも有機的に連携**して一体的かつ整合的にこれらを実施。

⑵　事業者等との連携

- 政府が率先して情報を提供し官民双方向での情報共有を促進するなど、**官民連携を強化し、我が国全体のサイバーセキュリティの強化を図ることが必要**である。また、情報の整理・分析等に当たっては、**同盟国・同志国等の関係機関・団体との連携に努める**。
- 本法に基づく措置は、特別社会基盤事業者はもとより、電子計算機の使用者に対する周知など**中小企業も含めて広く様々な事業者が対象となり得るため、必要な周知・広報を行う**。

第４節　通信の秘密の尊重

- 法の適用に当たっては、**法目的を達成するために必要な最小限度**において、**法に定める規定に従って厳格にその権限を行使**するものとし、いやしくも**日本国憲法の保障する国民の権利と自由を不当に制限するようなことがあってはならない**。
- 関連業務に携わる通信情報保有機関の全ての関係職員は、**通信の秘密を尊重しつつ厳格にその業務に取り組むことを徹底**。

第５節　基本的な事項に関わる概念・定義の考え方

⑴　重要電子計算機の定義の考え方

- 法２条２項１号に規定する重要電子計算機については、**国の行政機関、地方公共団体等が使用する電子計算機**に関し、**管理される重要情報との関わり方又は重要な情報システムとの関係に着目**して**重要な電子計算機の範囲を明確化**する。
- 同項２号に規定する特定重要電子計算機については、**特定重要設備に限らず、特定重要設備と接続され、一定の情報のやり取りが可能な情報システム等**が該当する。その詳細は、事業者等との協議を経て、**特別社会基盤事業者の業態別に明確化**する。

⑵　機械的情報の考え方

- 内閣府は、機械的情報の範囲に**分析に必要となる情報が適切に含まれるよう検討**するとともに、これが**意思疎通の本質的な内容を理解することができないものに厳に限定されるよう情報の項目を精査**し、**適切な手続**を経た上で内閣府令にこれを規定。

第２章　当事者協定の締結に関する基本的な事項

第１節　基本的な考え方

- **当事者協定の制度**は、特別社会基盤事業者等におけるサイバーセキュリティの確保のための**官民相互の協力の推進に資する枠組**であることから、内閣府は、本制度が有効に活用されるよう、**特別社会基盤事業者等との間で丁寧に協議を行いつつ**、**着実に当事者協定の締結を進める**。

第２節　当事者協定の締結を推進させるための基本的な事項

⑴　当事者協定の締結の推進に当たっての考え方

- 内閣府は、当事者協定を締結する優先度を考慮し、**重要性の高い特別社会基盤事業者等からその締結に向けた協議を求める**。

⑵　当事者協定の締結についての推進方策

- 内閣府は、**当事者協定の締結を推進**するため、有効な個別分析情報等の作成・提供などこれを**締結するメリットの増進に努める**。
- 内閣府は、協定当事者が非難を受けることがないよう、**本制度の意義等についての広報活動を行う**よう努める。
- 内閣府は、当該締結に向けた**協議の円滑な実施**に資するよう、**当事者協定の標準的な内容等を示したひな型の作成**を検討。

第３節　当事者協定の締結に関する配慮事項

⑴　当事者協定の締結に向けた協議に関する配慮事項

- 内閣府は、当事者協定の締結は任意であることから、当該締結に向けた協議においては必要事項を明確に説明し、協定に含める内容についての意向を丁寧に聴取するなど、**当該締結をしようとする者の判断に資するようできる限り丁寧に協議を行う**よう努める。
- 内閣府は、**当事者協定の締結が事実上の強制とならないよう十分配慮**するとともに、協議の結果として**当事者協定を締結しなかった者に対して不当に不利益な取扱いをしない**。

⑵　当事者協定に基づく他目的利用に関する配慮事項

- 通信情報保有機関は、法23条４項１号の規定による特定被害防止目的以外の目的のための選別後通信情報の利用又は提供（他目的利用）を**法目的の範囲内で行う必要**があり、**サイバーセキュリティ対策においてしか他目的利用しない**。なお、本法に基づく他目的利用には**犯罪捜査のための通信情報の利用は含まれ得ない**ことにも留意する。
- 内閣府は、**協定当事者から個別に具体的かつ明確な同意**を得て、**その範囲内で他目的利用する必要**。また、通信情報保有機関は、他目的利用として選別後通信情報を関係機関に提供する場合、**提供先でも同意の範囲内での利用が確保**されるよう利用の目的・範囲等を明確にした**書面を取り交わす等の手続**を採る。

第３章　通信情報保有機関における通信情報の取扱いに関する基本的な事項

第１節　基本的な考え方

- 巧妙化・高度化したサイバー攻撃においては**サイバー攻撃関連通信を分析してその対処を図ることが必要不可欠**であるため、本法で**通信情報を利用するための制度**を導入。通信情報保有機関は、**通信の秘密等に十分に配慮して制度の適正な運用を図る**。

第２節　通信情報の利用を適切に機能させるための基本的な事項

⑴　通信情報の利用に係る能力構築の考え方

- 内閣府及び関係行政機関は、通信情報の自動選別や整理・分析等を効果的に行うために**必要な機能を具備したシステム・設備の的確な整備を進める**とともに、制度の運用に係る事務に従事する**職員の確保・育成を図る**。

⑵　電気通信事業者の協力

- **電気通信事業者による法に基づく協力**は、政府の責任で実施する公益性の高い措置への協力であり、**国家及び国民の安全に貢献**するもの。内閣府は、電気通信事業者の**協力による負担が過度にならないよう配慮**するとともに、その**回避策を十分に検討**。

第３節　通信情報の適正な取扱いに関する配慮事項

⑴　通信の秘密等への十分な配慮

- 関連業務に携わる通信情報保有機関の全ての関係職員は、**通信の秘密やプライバシーに十分に配慮**して通信情報を利用するため、**自動選別等**の**法に規定する規律の趣旨及び内容を十分に理解**して、**当該規律を厳格に遵守し、適正に業務を実施**する。通信情報保有機関は、通信情報の利用について懸念を抱かれることがないよう、**制度の運用について可能な限り透明性を高める**。

⑵　通信情報の安全管理措置

- 通信情報保有機関は、適切な手続を経た上で内閣府令に規定された**安全管理措置を遵守して適正に業務を実施**する。

⑶　提供用選別後情報の活用

- 通信情報保有機関は、重要電子計算機の被害防止のために**柔軟な利用等ができるよう加工**した**提供用選別後情報を活用**する。

⑷　サイバー通信情報監理委員会による監理

- 委員会は、審査の迅速性や検査の有効性等の観点も踏まえて**必要な規模の体制を構築**し、**法律に基づき**、諸外国の例も参考にしつつ、効果的かつ効率的に**その職権を行使し、所掌事務を実施**する。また、**適切に国会への報告を行い、内容の充実**に努める。

⑸　他法令の遵守に関する配慮事項

- 通信情報保有機関は、関連する事務の実施においては、個人情報保護法等の**他法令を適切に遵守する必要がある**ことに留意。
- 他の法律に基づき通信情報の提供を求められた場合には、提供しなければならない場合を除き、これを**利用又は提供しない**。

第４章　情報の整理及び分析に関する基本的な事項

第１節　基本的な考え方

- 内閣府は、**法の規定に基づき収集した情報**や**その他の手法により収集した情報**について、重要電子計算機に対する特定不正行為による**被害の防止に有効に活用されるよう**、**総合的かつ業種横断的に整理及び分析を実施**する。

第２節　報告等情報の収集の考え方

⑴　特定重要電子計算機の届出の考え方

- **届出情報**は、**特別社会基盤事業者に対する脆弱性情報の提供等のために活用**する。こうした観点から、**個別事業者向けの専用設計品等は届出不要**とし、**届出内容については、届出対象となる特定重要電子計算機の機器の分類ごとに整理する**。また、例えば、届出情報の変更対応や事業者自らが直接管理していない電子計算機の届出は、**事業者の負担にもよく留意する**。

⑵　特定侵害事象等の報告の考え方

- 判断に迷うことがないよう、**報告を求める範囲を明確に設定**し、報告内容は**タイミングに即して過度な負担とならないよう設定する**。また、特定重要電子計算機の機能が**クラウドサービス上で実装されている場合の考え方は、クラウドサービスの利用形態ごとに整理する**。被害組織の負担軽減等の観点から、**報告様式の統一化**に加えて、**報告窓口の一元化について所要の調整を進める**。

第３節　収集した情報の整理及び分析の考え方

⑴　総合整理分析情報の作成の考え方

- 作成する情報が効果的に活用されるよう、情報が活用される**用途・場面、情報の閲読者等を適切に設定し、それらに応じて情報の内容や用いる用語、情報の形式が適切なものとなる**よう努める。その際、**民間事業者のニーズ**もよく踏まえつつ、**政府だからこそ取得や整理・分析が可能な情報を基とした情報作成**や、**情報の受け手における具体行動につながるような情報作成**に努める。

⑵　提供用総合整理分析情報・周知等用総合整理分析情報の作成の考え方

- 内閣府は、総合整理分析情報を加工して**選別後通信情報を含まない提供用総合整理分析情報を作成**し、及び広くインフラ事業者等に対して提供するため、これを更に加工して**秘密を含まない周知等用総合整理分析情報を作成**する。

第４節　関係機関等への協力の要請、第５節　事務の委託に関する考え方

- 内閣府は、**効果的な総合整理分析情報を作成**するため、**必要に応じて関係機関等に情報の提供その他必要な協力を求める**。
- 法72条１項の規定による情報の整理及び分析の事務の一部委託について、特定重要電子計算機の**届出情報**や**報告情報等の内容の整理・分析**、**脆弱性情報の整理・分析**等の**事務を委託**することが想定される。

第５章　総合整理分析情報の提供に関する基本的な事項

第１節　基本的な考え方、第２節　総合整理分析情報等の提供先と提供する内容の考え方

- 内閣府は、法の規定に基づき、次の提供先に次の内容の総合整理分析情報等を提供。

⑴ **行政機関等**	内閣府は、**行政機関が使用する重要電子計算機の被害発生の可能性**を把握した、**特別社会基盤事業者の役務提供に支障を及ぼすおそれ**がある、**アクセス・無害化措置に資する**等の場合には、行政機関等に対し**対策や措置に必要となる総合整理分析情報**を提供。
⑵ **外国の政府等**	内閣府又は通信情報機関は、①法の規定による**提供目的の制限に適合するかを個別かつ適切に判断**するとともに、②外国の政府等が法に規定する**情報の取扱いに係る適切な措置の実施を明示的に確認**した上で、その必要な範囲で**総合整理分析情報等**を提供。
⑶ **協議会の構成員**	内閣府は、例えば、**サイバーの専門家が求める技術情報**に限らず、**経営層の判断に必要となる攻撃の目的や背景等に関する情報**などの**提供用総合整理分析情報**等を適切なタイミングで積極的に提供。**構成員のニーズも踏まえた形式・内容での情報提供**に取り組んでいく。
⑷ **特別社会基盤事業者**	内閣府から情報提供を受けた特別社会基盤事業者の所管省庁は、特別社会基盤事業者に対して、**攻撃技術情報などの周知等用総合整理分析情報**を積極的に提供。
⑸ **電子計算機を使用する者**	内閣府は、重要電子計算機の使用者に限らず、特定不正行為に用いられるおそれのある電子計算機の使用者等に対し、**周知等用総合整理分析情報**を提供。例えば、**協議会の構成員に対して提供するような脅威情報に必要な加工を行った上で、情報提供を行う**。
⑹ **電子計算機等供給者**	内閣府又は電子計算機等供給者の所管省庁は、必要に応じて、**公表前の脆弱性情報を重要電子計算機の供給者に対して迅速に提供**。**脆弱性情報は、その秘匿性や緊急性も踏まえ、適切な情報提供・情報管理に努めていく**。**脆弱性関連情報の取扱い**については、政府が本法に基づく官民連携に係る事務を着実かつ効果的に実施できるよう、**関係する告示・ガイドラインの必要な見直し**を行う。

第３節　情報提供に当たっての関係行政機関の連携

- **ワンボイス**で機関ごとに情報提供の内容に差異が生じないよう、**関係行政機関等の間で緊密に連携を図る**。

第４節　情報提供に当たって必要な配慮、第５節　安全管理措置

- 政府は、被害防止に有効に活用されるよう、**適切なタイミングで積極的に情報提供**するよう努め、フィードバック等を踏まえ**情報提供の在り方も不断に改善**を図る。情報提供に当たっては、政府に情報提供した**事業者等の権利利益の保護に十分に配慮**する。
- 特別社会基盤事業者の所管省庁及び内閣府は、例えば、情報取扱者の特定、研修等の**組織的な安全管理措置**や保管庫の施錠等の**物理的な安全管理措置**、電子ファイルのアクセス制御等の**技術的な安全管理措置**などを講ずる。

第６節　事務の委託に対する考え方

- 法72条１・２項の規定による事務の一部委託については、インシデントに係る注意喚起等の**周知等用総合整理分析情報の提供・公表**等、**脆弱性情報に関する電子計算機等供給者との調整・公表**等の**事務を委託**することが想定される。

第６章　協議会の組織に関する基本的な事項

第１節　基本的な考え方

- 内閣府は、**重要電子計算機に対する特定不正行為による被害の防止**のため、**協議会を組織**する。

第２節　協議会の取組内容・運営方針

- 協議会では、**政府から被害防止のための情報を提供すること**や**被害防止に資する情報を構成員間で共有・協議を行うこと**のほか、政府から演習や初動対応支援等の機会を提供する。
- その**目的や構成員のニーズ等に応じて柔軟な運営に取り組む**ことで、自発的な**相互の情報提供・意見交換等を活性化**させていく。

第３節　協議会で共有されるべき情報・協議する内容

- 内閣府は、構成員に対して、**サイバーセキュリティの専門家が求める技術情報**に限らず、**経営層の判断に必要となる攻撃の目的や背景等に関する情報を、適切なタイミングで積極的に提供**する。この情報の中には、**攻撃者の詳細な活動状況やインフラ設備の具体的な脆弱性に関する情報などの秘匿性の高い情報も含まれ得る**ことが想定。
- 構成員との**継続的なコミュニケーションを通じてニーズを把握**し、**ニーズも踏まえた形式・内容での情報提供**に取り組んでいく。
- また、**被害防止のための対策や、被害防止情報を適正に管理するために必要な措置等について、構成員で協議を行う**。例えば、特定事案に関して被害組織との間で被害状況や対策等に関する協議を行うこと等を想定。
- くわえて、**協議会の構成員以外の者に対しても、秘密を含まない情報の提供を行う**ことで、広く国内のサイバーセキュリティ強化を促し、重要電子計算機の被害防止につなげていく。その際、情報提供した構成員等の権利利益の保護に十分に配慮する。

第４節　協議会の構成員

- 構成員は、情報提供を受けることができる一方で、情報の適正管理や資料提出の求めへの対応が必要となるため、内閣府が必要と認めた構成員として参加するに当たっては、**構成員となる利点や求められる対応等を説明した上で、当事者から事前同意を得る**。
- **政府に情報提供した構成員が不利益を被らないよう、構成員等の権利利益の保護に十分に配慮して、その情報を取り扱う**。

第５節　安全管理措置

- **重要経済安保情報保護活用法に基づく重要経済安保情報**も、必要に応じて適切な情報管理の下で構成員が取り扱えるようにするために、**同法のセキュリティ・クリアランス制度を活用して情報提供を行う**。このため、**当該制度の活用に向けた調整を進める**。

第７章　その他重要電子計算機に対する特定不正行為による被害の防止に関し必要な事項

第１節　制度・基本方針の見直しに関する事項

- 法附則第７条は、政府は、施行後３年を目途として、**特定侵害事象等の報告、通信情報の取得、当該通信情報の取扱い等の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる**ものとしている。
- 政府は、**不断に取組状況の検証・評価を行う**こととし、**それに伴う制度の見直しを適時に行う**。また、**基本方針についても、上記制度見直しや、国際情勢及び社会経済構造の変化等に応じて弾力的に見直しを実施**する。

第２節　官民連携に関する関係省庁・関係機関等との連携等に関する事項

- 重要電子計算機の被害の防止に向けては、**関係省庁や関係機関は、各機関が保有する情報の共有など、緊密な連絡・協力が不可欠**。特に、事業者の負担軽減や政府の対応迅速化、特定社会基盤事業者の安定的な役務提供の確保等の観点から、経済安全保障推進法や個人情報保護法、その他関連業法の所管庁とは、相互に連携しつつ合理的な制度設計・運用に努める。
- **内閣府、国の行政機関、情報処理推進機構、情報通信研究機構その他関係者は、重要電子計算機に対する特定不正行為による被害の防止に関する事項について、法その他の法令、基本方針に基づき、相互に連絡・協力する**こととする。また、法に基づく内閣府の事務については、内閣官房国家サイバー統括室の総合調整の下で実施する。

第３節　アクセス・無害化措置との連携

- 能動的なサイバー防御が効果的かつ効率的に実現されるためには、**法に基づく各般の施策**と**アクセス・無害化措置に係る施策**が**相互に有機的に連携し、これらが一体となって運用が行われることが必要**。このため、**サイバー安全保障担当大臣の下、関係行政機関は平素から必要な連携**を図り、個別のアクセス・無害化措置を執行する。
- 内閣府を始めとした関係行政機関は、法に基づき収集及び整理・分析された情報がアクセス・無害化措置の実施のために適切に利用されるようにするため、法の規定等に基づき、**アクセス・無害化措置の実施に資すると認められる情報**を、情報保全にも配慮しつつ、効果的かつ適正に内閣官房、警察、防衛省・自衛隊等の**アクセス・無害化措置の実施に関わる行政機関に提供**する。